審査基準（公表用）

様式第３号

所管課　　河川砂防課

法令名	公有水面埋立法	法令番号	大正１０年法律第５７号
手続名	竣功認可	根拠条項	第２２条第１項

審査基準	1.　第２条第１項（公有水面埋立の免許）の審査基準を準用する。

受付機関	河川砂防課（土木事務所）	処理機関	河川砂防課	交付機関	河川砂防課（土木事務所）	標準処理期間　３０日 標準経由期間　１０日	目次No.	２５